

貝塚市教育系ネットワーク及び校務端末機器リース

仕様書

貝塚市教育委員会

令和8年5月

第1章 総則

1.1 件名

貝塚市教育系ネットワーク及び校務端末機器リース

1.2 概要

1. 教育系ネットワークのサーバー設備が更新の時期を迎えており一斉更新を行う。現行サーバーの導入時から機器の高性能化や新技術の普及が進んだ一方、標的型攻撃をはじめとするサイバー攻撃の巧妙化など新たなリスクも発生している。本業務は単なる機器更新ではなく構成や運用の見直しを行うこととする。
2. 既設の教育系ネットワークの老朽化に伴い、貝塚市役所及び市立小・中学校、その他教育拠点(計22拠点)のサーバー等を、最新の機器及びシステムで再構築することによって、業務の高度化及びDX化を実現する。
3. 本整備にあたっては、システム運用保守にかかる費用の削減及び職員負担の軽減、学校ICT運営の長期安定化のため、サーバー機器等のハードウェアを可能な限り所有せず、必要となるサーバーシステムの各機能を「サービス」として利用する形態を基本とする。
4. 今後、教職員の働き方改革を推進するため、将来の構成変更を見越した柔軟なシステム環境を実現するため、学校の内外を問わない利便性と強固なセキュリティを両立した校務DX環境を構築する。
5. 上記の再構築等が実現可能なサービス及び校務用端末等一式をリースにより提供する。

1.3 ネットワーク構築期限及び契約期間

1.3.1 ネットワーク構築期限及び端末等納品期限

- 令和8年10月31日
- ただし、半導体不足等により端末及び機器等の納期が順延せざるを得ない場合は、貝塚市と協議のうえ、令和9年1月31日まで上記期限を延長できるものとする。

1.3.2 端末等賃貸借期間

- 令和8年11月1日から令和13年10月31日まで
- ただし、1.3.1 ネットワーク構築期限及び端末等納品期限においてその期限を延長した場合は、本仕様書で定めるすべての端末、機器、システム、ネットワーク及びサービスが利用可能な状態となった月の翌月から60ヶ月とする。

1.3.3 システム及びサービス提供期間

- システム及びサービスの提供期間の始期、終期及びその期間は、1.3.2 端末等賃貸借期間と同じとする。
- 期間は60ヶ月とし、増減は認めない。

1.3.4 保守期間

- 保守期間の始期、終期及びその期間は、1.3.2 端末等賃貸借期間と同じとする。

- 期間は60ヶ月とし、増減は認めない。

1.3.5 その他

- 本仕様書に基づく端末等の賃貸借物件については、賃貸借期間終了時に貝塚市に無償譲渡するものとする。
- 1.3.1 ネットワーク構築期限及び端末等納品期限においてその期限を延長した場合、受注者はその延長期間中に発生する現行の契約の延長料金等、延長に起因するすべての追加費用を負担するものとする。

1.4 契約者の決定方法、支払条件等

1.4.1 契約者の決定方法

- 契約相手方及び契約金額は、入札により決定する。
- 契約金額は、構築費用一式+サービス利用料+リース料等(60ヶ月分)の総額とする。

1.4.2 契約方法

長期継続契約による。(地方自治法第234条の3)

1.4.3 支払方法

- 入札価格に消費税を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を60等分した金額を月額とし、月毎の請求書による後払いとする。
- 受注者は毎月末日をもって請求を行い、発注者は適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

1.4.4 請求書の分割

請求の際は、請求書を小学校分、中学校分、幼稚園分に分割するものとする。

1.5 履行場所

- 小学校10校、中学校4校、義務教育学校1校、幼稚園4園、貝塚市教育研究センター1箇所、貝塚市教育委員会1箇所、あゆみの丘1箇所。
- 詳細は、【別紙1】履行場所一覧を参照すること。

1.6 基本方針

- 貝塚市の教育系情報ネットワークシステムを、クラウドサービス利用型(SaaS)のシステムにより再構築する。
- パソコンや周辺機器以外のサーバー機器等について、原則全てクラウドサービス利用型(SaaS)のシステムとする。
- システムについては、使い勝手の良さやパフォーマンス、導入期間の短縮、新規導入にかかるリスク低減、運用管理の容易さのほか、初期構築費用、維持運用費用等のコストパフォーマンスに優れたものとする。運用中の通信・処理状況において性能が低下することなく、契約金額内で利用できるサービスを選定すること。また、利用料の追加によってシステム機能の追加が可能であること。将来的に構成変更が実施可能であるなど拡張性及び柔軟性も十分に考慮されていること。
- 近年、標的型攻撃をはじめとするサイバー攻撃の巧妙化など新たなリスクも発生していることか

ら、受注者にてウイルス検知を行うなど、これらのリスクへの低減を志向する環境を構成すること。

- また、この仕様の策定時現在において、校務用端末の持ち帰り利用は想定していないものの、上記運用期間中に国や市の方針が変更になり、持ち帰り利用を認める可能性がある。特に、被害規模の大きな災害や感染症の感染拡大が発生した場合は、極めて短期間のうちに校務用端末の持ち帰りを可能とする環境を構築する必要性が生じることから、運用期間中であっても持ち帰り利用について迅速かつ柔軟に運用変更ができる仕組みを有すること。
- 校務用端末やプリンター等はこれらが実現可能な端末を調達しリリースにより提供すること。

1.7 システムの全体像

- 既存の各種サーバー機能並びに既存の校務用端末及びプリンター（【別紙2】既存システム一覧）をこの仕様書が定めるシステムへと移行すること。
- 各種サーバー機能は、基本的にクラウドサービス利用型(SaaS)のシステムを主として構築すること。
- システムの全体像は、以下の図 1.7 システム全体像を参照すること。
- 移行後のシステムにおいて調達する各種サーバー並びに校務用端末及びプリンター等については、第2章 調達の概要を参照すること。

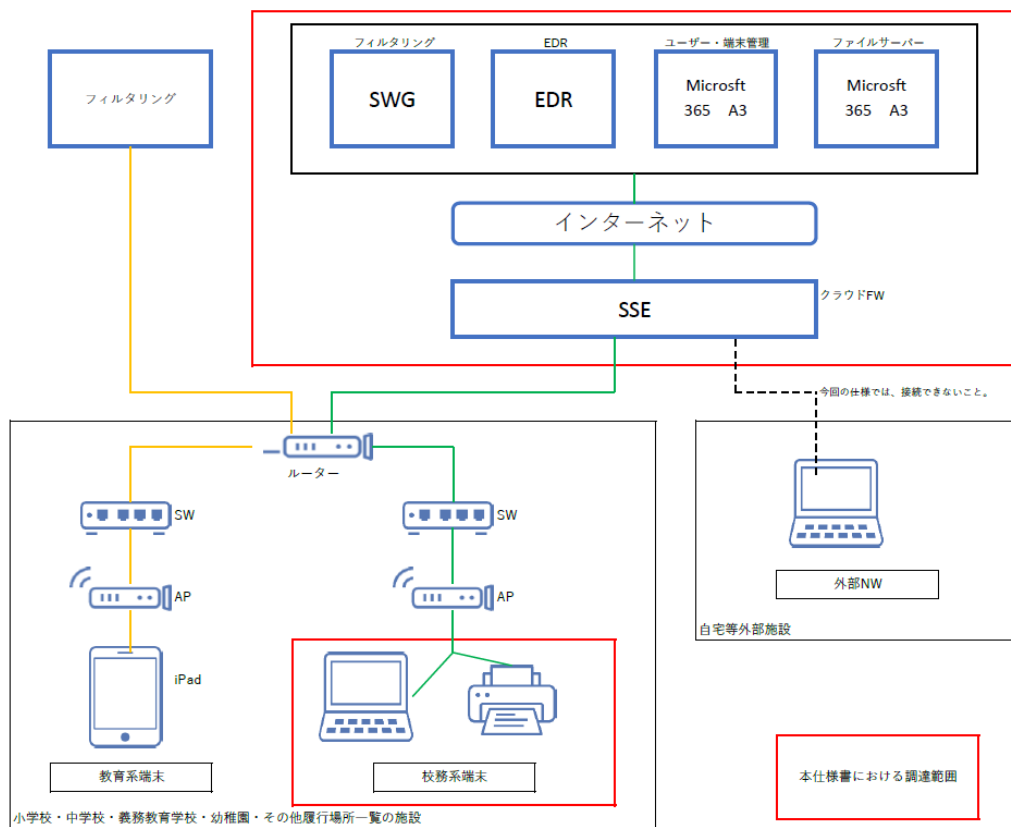


図 1.7 システムの概要図

(次ページへ)

1.8 用語の定義

1.8.1 利用者

貝塚市の職員、貝塚市の委託を受けた者及びその従業員等、その他サービスの提供を受けるための受注者所定の方法により登録された者。

1.8.2 管理者

- 貝塚市においては、システムの管理を担当する職員をいう。
- 受注者においては、本業務の作業にあたり指揮監督権を有する責任者をいう。

1.8.3 関連システム

本件調達に関係しない既存のシステムをいう。なお、行政系（市役所）ネットワークのシステム等も含む。

1.9 業務概要

1. 作業等にあたっては、貝塚市の指示に従うこと。
2. 本仕様書の解釈に疑義のある場合、若しくは本仕様書に定めのない事項については、本件が公共性の高いサービス提供を内容としている趣旨に則り、貝塚市及び受注者は、双方互いに誠意をもって協議のうえ、その解決を図るものとする。
3. 現在稼働中のシステムに影響がないように、十分に既存環境を理解した上で作業を実施すること。
4. 受注者は設計した内容は文書化し、承認を得ること。
5. 受注者は現地調査・構築に当たり、作業計画書を作成し、貝塚市の承認を受けること。
6. 学校内における作業の具体的な日程調整は受注者が行うこと。なお、調整先は貝塚市が提示する。
7. 学校外における作業を事前に実施する等し、学校内における作業時間の最小限となるよう努めること。
8. 作業後の正常性確認については、事前に貝塚市と協議した上、作成したテスト計画書に基づき実施すること。
9. 校務用端末をネットワークに接続して正常に稼働することを担保すること。
10. 教育委員会事務局との打ち合わせについてはオンラインでも開催可能とするが、対面、オンラインの開催にかかわらず、打ち合わせ資料は前日正午までにデータで事前提示すること。

(次ページへ)

第2章 調達概要

2.1 調達範囲

1. 教育系ネットワークの環境構築並びに運用のためのハードウェア機器、ソフトウェア及びサービス等の選定、調達、設置及び設定
2. クラウド環境構築、クラウドサービスの提供、運用保守環境等の構築及び運用保守
3. 現ネットワークの外部公開システムのデータ移行及び設定変更等の作業

2.2 調達物一覧

- 調達物は、次のとおりである。
- システムの利用にあたり必要となるライセンスも調達範囲とする。

No.	調達機器及びサービス	数量	備考
1	DNS 等利用	1 式	DNS 利用、ドメイン利用
2	SWG	1 式	SaaS
3	EDR	1 式	SaaS
4	SSE	1 式	SaaS
5	Microsoft365 A3	625 台	既存 PC 分 125 台を含む
6	Windows パソコン	500 台	校務用 調達分
7	Windows11Pro アップグレードライセンス	125 台	校務用 既存 PC 利用分
8	インクジェット複合機	15 台	
9	インクジェット A3 プリンター	7 台	
10	既存 PC 下取	460 台	データ消去及び消去済証明書の発行を含む
11	設計・構築	1 式	Microsoft365 A3 を活用したファイル共有方法の提案・設計・構築を含む
12	システム移行	1 式	卒業証書用フォントの移行を含む
13	保守	1 式	

表 2.2 調達物一覧

※ 入札時の内訳明細を提出する際には、貝塚市で構成内容が判断できる様、上記機能を提供するにあたってのサービス名称、機器名称を明細に記載すること。

2.3 稼働責任

- 受注者が構築するネットワークシステムに係る稼働責任は、受注者が負う。
- したがって、各業務の実施にあたっては、貝塚市及び関連システム業者からの問合せ受付、回答の取りまとめ及び質問者に対する回答等を、貝塚市と協議の上、受注者の責任にて、主体的に行うこと。

(次ページへ)

2.4 作業等スケジュール

作業等スケジュールは、次に沿うこと。

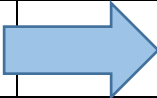
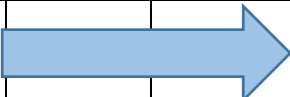
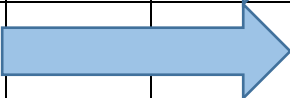
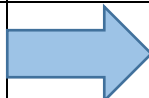

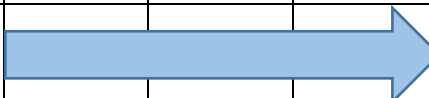
	R 8						～	R 1 3
	6月	7月	8月	9月	10月	11月		10月
ネットワーク設計								
ネットワーク構築								
端末設定								
運用テスト								
納品・検収								
実運用								

図 2.4 作業等スケジュール

- ※ 1.3.1 ネットワーク構築期限及び端末等納品期限でその期限を延長した場合は、上記図 2.4 作業等スケジュールの内容について、貝塚市と協議したうえで必要な変更を加えること。
- ※ 2.1 調達範囲の構築及びデータ移行等を完了し、運用テストを実施及び、運用引継ぎを終了し、全てのシステム機能の稼働（実運用）を開始できる状態となるまで既存データセンターの稼働の必要がある場合はその費用も本調達で見込むこと。

2.5 提出物及び成果物

- 次の2つの表で示す提出物等を受注者にて作成し、それぞれの提出期限までに提出すること。
- 具体的な内容等については、貝塚市と協議のうえ、決定すること。

No.	提出物	提出期限	概要
1	組織体制表	契約締結後 1週間以内	受注者の指揮監督系統を示す体制表 業務に従事する従事者の名簿
2	プロジェクト計画書		プロジェクトの範囲や工程、組織・要員計画等を記載したドキュメント
3	システムテスト仕様書兼結果報告書	本稼働後 30日以内	試験観点、試験の開始／終了条件、試験管理方法等、試験の実施要領及び試験結果の報告を行うドキュメント。
4	作業完了報告書		事前準備作業結果及び作業実施結果等（機器の写真を含む）を報告するドキュメント

表 2.5.1 提出物一覧

(次ページへ)

No.	成果物	提出期限	概要
1	システム基本設計書	本稼働後 30 日以内	環境設計及び見直し等を行った結果を記載したドキュメント
2	システム詳細設計書		システムの詳細設計及び見直し等を行った結果を記載したドキュメント
3	管理者マニュアル		システム管理者に必要なマニュアル及び関連ドキュメント
4	障害時対応マニュアル		システムの障害対応に必要なマニュアル及び関連ドキュメント

表 2.5.2 成果物一覧

- ※ 完成図書については、各作業完了後、速やかに提出すること。また、文書納品前にチェックを行える様、事前にデータにて提示すること。
- ※ 上記以外にも、貝塚市が必要と認める資料を、指定する部数、提出すること。
- ※ 日本語により、紙媒体を1部ずつ、電子媒体（CD-R 又は USB 等）を2部ずつ、提出すること。
- ※ 紙媒体は、日本工業規格（JIS）A4用紙サイズを原則とし（図表はA3可）、バインダ製本のこと。
- ※ 電子媒体の保存形式は、Microsoft® Word、Excel、PowerPoint、又はPDF（Portable Document Format）等で、読込可能なものとする。ただし、貝塚市が別途形式を指定した場合は、この限りでない。

2.6 検収

- 受注者は、納入場所への納入時に、数量等について検収を受けること。
- 検収の結果、納入物の全部又は一部に不合格品があった場合は、貝塚市が指定する日時までに代替品の納入若しくは必要な修復を行うこと。

(次ページへ)

第3章 教育系ネットワークの要件

3.1 基本要件

- システムの構成・構築は、SaaS サービスを中心に行うものとする。
- 本調達により導入するハードウェア、ソフトウェア及びクラウドサービスは、校務系情報の機密性・完全性・可用性を確保できる構成とすること。
- 教育委員会及び各学校における既存の業務・運用を十分に考慮し、業務影響を最小限とした設計・構築を行うこと。
- 導入時には、設定・構築・動作確認・試験を実施し、結果を文書により提出すること。
- 全ての設定内容について、設計書、設定書、構成図等を作成し、保守期間中も参照可能な状態で提出すること。

3.2 運用要件

- 教育委員会及び学校職員が専門的な知識を有しなくても日常運用が可能な構成とすること。
- 管理者権限及び利用者権限を明確に分離し、誤操作及び情報漏えいを防止する設計とすること。
- 障害対応、アカウント管理、端末管理等の運用作業について、手順書を作成し提出すること。
- クラウドサービスを利用する場合は、管理ポータルを通じて状態確認又は設定変更が可能であること。

3.3 設計及び構築作業

- 本仕様書で示す要件に基づき、本システムの設計及び構築作業を行うこと。
- 構築作業期間中のライセンス費用、サービス利用料等を含むこと。
- 構築作業にあたっては、次のとおりとすること。
 1. 設計内容及び構築内容を事前に貝塚市に提示し、承認を得た後に構築作業を行うこと。
 2. 学校内における構築作業については、学校等の通常業務への影響を防ぐため、休校日（夏休み等）を基本として行うこと。
 3. 貝塚市の立ち会い等については、負担が最小限となるよう考慮すること。

3.4 共通機能要件

- 校内・校外を問わず、すべての校務用端末に対して Web フィルタリング機能を提供できること。
- インターネット通信に対し、ファイアウォール機能をクラウド上で提供し、通信制御を実施できること。
- マルウェア対策、不正サイト対策等のセキュリティ機能を有すること。
- 別調達により導入している各拠点のルータから、IPSec 等の暗号化通信を用いて接続可能な構成とすること。
- 基本的に IP アドレスを用いたアクセス制御を実施できること。
- 将来的に IP アドレスに依存しないアクセス制御へ移行する可能性を考慮し、利用者や端末単位での制御が可能な設計とすること。
- 通信ログを取得し、管理者が確認可能であること。
- ポリシー変更が管理画面から柔軟に行えること。

- Windows ログイン時に、パスワードを顔認証等の生体認証による二要素認証を設定すること。
- 障害発生時に通信影響範囲を把握できる管理機能を有すること。
- その他詳細な要件については、下記 3.5 詳細機能要件によることとし、落札後速やかに貝塚市と協議のうえ決定すること。
- 将来的に校務用端末の持ち帰り利用を認める可能性がある。運用期間中であっても持ち帰り利用について迅速かつ柔軟に運用変更ができる仕組みを以下のすべての詳細機能について提供できること。

3.5 詳細機能要件

以下に必要な仕様を示す。下記の仕様を満たす製品により構築を実施すること。

3.5.1 DNS・ドメイン

- ドメイン「kaizuka.ed.jp」の利用料及びゾーン情報を管理する DNS サーバーの利用料を含むこと。
- 現在利用しているドメイン「kaizuka.ed.jp」について、契約更新手続きを確実に実施すること。
- 既設保守事業者よりドメイン管理権限の移管を行い、本調達において一元管理できる体制を構築すること。
- 移管にあたっては、既存サービスへの影響が生じないよう十分な事前確認及び切替計画を策定すること。
- 現在利用しているドメイン「kaizuka.ed.jp」のゾーン情報を管理する DNS サーバーについて、更新手続きを実施すること。
- 既設保守事業者より DNS 管理権限の移管を行うこと。
- ゾーン情報の整合性を確保し、切替後も既存システム・サービスが継続利用できることを確認すること。
- 契約期間満了後は、次期保守事業者に対しドメイン管理権限の移管を行うこと。その際、貝塚市の指示に従うとともに、次期保守事業者に対し必要な情報を提供する等、円滑な移管となるように積極的かつ真摯に協力すること。

3.5.2 Microsoft365 A3

- 調達すべき数量：625 ライセンス
- Microsoft 365 A3 (Education Faculty Pricing) を調達すること。
- 賃貸借期間中ライセンスの提供を実施すること。
- 構築期間中のライセンス費用も含むこと。
- なお、本件調達については既存のシステムにおいて稼働しているファイル共有サーバーを Microsoft365 A3 を中心とした製品群により置き換え、同製品群によって学校内及び学校間のファイル共有を図ろうとするものである。したがって、ファイル共有の方法が大きく変更となることから、ネットワークの設計段階において、Microsoft365 A3 を活用した効果的なファイル共有方法を貝塚市に対し提案し、その協議の結果を設計に反映させること。
- 校務用クラウドサービスの認証基盤として EntraID 相当のディレクトリサービスを構築すること。
- 利用者の異動又は退職に備え、利用者の新規追加、異動、及び削除についてのアカウントの処理手順に係るマニュアル等の資料を提供すること。

- カスタムドメインの利用、ユーザー作成、グループ設計等、必要な初期設定を実施すること。
- 初期設定に付随して発生しうる各種作業についても、本調達の範囲として実施すること。
- ファイル共有基盤として、オンラインストレージ及びポータル機能の初期設定を実施すること。
- 既設ファイルサーバーからクラウド環境へのデータ移行を実施すること。
- 校務用メールサービスを利用可能とするため、メール基盤の構築及び設定を実施すること。
- 多要素認証及びリスクベース認証について、貝塚市と協議の上で設計・構築を実施すること。
- データの保管地（リージョン）については、原則日本国内とすること。例外として、日本国外となる場合には、保管国を明示し貝塚市の事前の承認を得ること。
- 詳細な要件については、落札後速やかに協議のうえ決定すること。

3.5.3 SSE

調達すべき数量：625 ユーザー分

3.5.3.1 フィルタリング・SWG・プロキシ

- Web サイト種別によるカテゴリベースでの Web フィルタリング機能を提供すること。
- アプリケーション名やアプリケーションカテゴリでの Web フィルタリング機能を提供すること。
- FQDN をもとにフィルタリングする機能を提供すること。
- DNS セキュリティ機能を提供すること。
- DNS セキュリティは常に最新の DNS レコードを参照するために、リストダウンロード方式ではなく常時最新に保たれる DB を参照する方式で実装されていること。
- EntraID と連携して Web 閲覧時に SAML 認証ができること。
- 透過型プロキシ及び明示的プロキシに対応すること。
- 個別設定をせずとも、SSE を通過する Microsoft365 宛の通信向けのセキュリティ検査を一括でバイパスする機能を有すること。
- ファイルタイプによってダウンロード可否の制御ができること。
- ファイルのダウンロード時にアンチウイルスやファイルのレピュテーションチェックができること。
- また、上記にてマルウェアの可能性のあるファイルが発見された場合、クラウド上のサンドボックスでの検証にファイルを受け渡し動作検証が可能なこと。
- プロキシ(SWG)よりインターネットへのアクセス時に、Web 閲覧送信元として契約者専用のユニークなグローバル IP アドレスをクラウド上にて提供できること。
- 提供必要な IP アドレス数については別途協議とする。

3.5.3.2 FWaaS

- ファイアウォールポリシーを一括で管理するためにクラウド型のファイアウォール機能を有すること。
- クラウド型ファイアウォールでは、Web 通信以外の通信に対しても制御ポリシーを設定できること。
- IP アドレス、ポート番号、プロトコル、アプリケーションによる通信制御が可能な L7 ファイアウォール機能を有すること。

3.5.3.3 IPS・CASB・DLP・RBI

- インターネット境界でマルウェアやホストの脆弱性を狙った不正アクセス等を検知し、遮断する IPS 機能を提供すること。
- クラウドアプリケーションの利用状況を可視化できる等、Shadow IT を可視化する機能を提供すること。
- 可視化したクラウドアプリケーションのリスク値を確認出来ること。
- Microsoft365 及び Google Workspace へのアクセスにおいて当組織が契約するテナントへのみアクセス許可し、他組織が契約するテナントへのアクセスについてはブロックできること。
- インライン型及び API 型の DLP 機能を提供すること。インライン型はプロキシを介したトラフィック、API 型は Microsoft365 や Google Workspace といったクラウドストレージ上のデータを監視対象とする。
- Microsoft Word や PDF といったドキュメント内の情報を読み取り、類似の文書が外部へ流出することを防ぐ機能を有すること。
- オープンソースの AI モデルをダウンロードする際に、セキュリティリスクのある AI モデルのダウンロードをブロックする機能を有すること
- アプリケーションのリスク値や、特定の属性やビジネスリスクに基づいて該当するアプリケーションを一括して制御できること。

3.5.3.4 その他

- Windows, MacOS, Apple iOS, Android, Chromebook, Linux のエージェント導入済みリモート端末がクラウド上の SASE 基盤に直接接続し、以下セキュリティ機能を利用してインターネットへアクセスできること。
 - FWaaS
 - SWG
 - CASB
 - DLP
- 特定の利用者に対して、アクセス制御を除外できること。
- 上記の通信経路問題の把握を SSE を通らない端末においても可視化できること。
- インターネットアクセスの品質を最大化するため、各拠点より直接 SSE へ IPsec 接続を行うこと。
- 複数の IPsec トンネルに対応すること。
- 将来的に今回の対象以外の拠点を SSE と接続することになった際に追加費用や追加ライセンスがかからないこと。
- 将来的に拠点と SSE 間の必要帯域が増加した場合にも、SSE の追加費用や追加ライセンスが必要ないこと。
- 複数拠点が SSE と接続される構成となった際、リモート接続だけでなく拠点間通信も可能なライセンス構成であること。
- リモート接続や拠点を接続する SSE 側のリージョンを冗長化すること。
- 業務を行うにおいて十分な帯域を確保出来るように、各拠点と SSE 間は 10Gbps の帯域で接続可能であること。また、10Gbps の帯域に対応した構成であること。
- SSE を経由せず直接接続する通信に関しても、DNS セキュリティを適用し、一定のセキュリティ対応及びログの確認ができること。

- インターネットアクセスやリモートアクセス時のユーザー認証において IdP と SAML 連携し多要素認証を行う機能を有すること。
- リモート接続時に特定内部サーバーへの疎通及び通信品質が正常であることを確認できること。
- エージェントは Windows ログイン前から自動的に SSE 基盤に対して VPN 接続する機能を有すること。
- SSE ベンダーのダイレクトサポートをカスタマポータル等 Web 及び電話、メールの何れにおいても日本語で受けることが可能であること。
- VPN では、デバイスのポスチャチェックの結果に応じて認証の可否を制御できること

3.5.4 EDR

- 単一エージェントで EPP/NGEPP/EDR 及び VPN クライアント/ZTA クライアントの全ての機能を同時に利用できること。
- PC 内のプロセスの挙動（プロセス間の連携、実行したファイルの情報、通信先など）をクラウド上の管理画面（GUI）で確認できること。
- PC 内のマルウェア感染挙動をクラウド上の管理画面（GUI）にて確認できること。
- マルウェアが組織内ネットワーク上でどのように広がっているかを分析することが可能なこと。
- 検出したマルウェアのハッシュ値に基づいて、PC 内のマルウェア検索、マルウェア実行の無効化、駆除ができること。
- マルウェアに感染しているリスクの高い端末やマルウェアの侵入経路となっているアプリケーション等をレポート出力できること。
- マルウェア等を検知した際に駆除・検疫することなく挙動のみを把握するためのモニタリングモード等に設定変更できること。
- イベントログをメールで通知できること。
- 時系列でコンピュータ名、イベントの種類、発生日時等を確認できること。
- 過去に侵入したファイルがその後マルウェアと判断された際に、スキャンを行うことなくアラートを受信し自動的に隔離できること。
- 対応 OS として、Windows、Windows Server 及び MacOS に対応すること
- サンドボックス機能を有すること。
- 脆弱性のあるアプリケーションを検知する機能を有すること。
- ランサムウェアを防御する機能を有すること。
- 悪意のスクリプトを検知、実行の停止をすることができること。
- 校務用端末に対し、ふるまい検知及びアンチウイルス機能を提供できること。
- 脅威検知時には管理者が内容を確認し、対応状況を把握できる管理機能を有すること。
- 導入時には業務影響を考慮した初期チューニングを実施すること。
- 詳細な要件については、落札後速やかに協議のうえ決定すること。

(次ページへ)

第4章 校務用端末等整備要件

4.1 基本要件

- 教員が利用する校務用 Windows パソコン及びプリンター等を更改する。下記の仕様を満たすハードウェア及びソフトウェアを調達すること。
- 導入や移行手順、接続テストの詳細は貝塚市に事前に提案し、承認を得たうえで実施すること。
- 調達台数及び下取り台数は、以下の表のとおりとすること。

記号	校務用 Windows パソコン	台数	備考
A	総台数	625 台	第3章の教育系ネットワークに接続可能なライセンスを確保する台数
B	うち新機調達台数	500 台	Aのうち、今回新たにリースにより調達し、第3章の教育系ネットワークに接続する台数
C	うち旧機活用台数	75 台	Aのうち、旧機を引き続き活用し、第3章の教育系ネットワークに接続する台数
D	うち旧機保管①台数	25 台	Aのうち、旧機を引き続き活用し、第3章の教育系ネットワークに接続するために必要な設定を完了させた後、Cの交換機として保管する台数
E	うち旧機保管②台数	25 台	Aのうち、旧機を引き続き活用し、将来の教職員等の増加に備えるために保管する台数
F	旧機下取り台数	460 台	下取りの対象となる台数（下取り後データ消去必須）

表 4.1.2 校務用 Windows パソコン調達等台数一覧

記号	校務用プリンター	台数	備考
G	複合機	15 台	小学校、中学校、義務教育学校
H	A3 プリンター	7 台	幼稚園、教育研究センター、教育委員会、あゆみの丘

表 4.1.2 校務用プリンター調達台数一覧

- ※ 上記の B、C 及び D については、第3章の教育系ネットワークに接続するために必要な設定を完了させること。
- ※ 上記の C、D 及び E の旧機端末については、OS の Windows10 から Windows11 へのアップグレードを完了させた後、活用又は保管することとする。
- ※ 上記の E については、OS を Windows10 から Windows11 へアップグレードさせればよく、納品時点において第3章の教育系ネットワークに接続するために必要な設定を実施する必要はない。
- ※ 上記の B、G、H については、機種仕様に参考品を例示している。機種仕様に定める仕様を満たせば、同等品を認める。同等品によって入札に参加する場合、事前に貝塚市の承認を得ること。
- ※ 履行場所ごとの調達台数等は、【別紙3】履行場所別端末数等一覧を参照すること。

(次ページへ)

4.2 校務用 Windows パソコン（新機調達分）

調達すべき数量：500 台（上記表 4.1 校務用 Windows パソコン調達等台数一覧 記号 B）

4.2.1 機種仕様

項目	仕様
タイプ	ノートパソコン型（ラップトップ型）
CPU	Intel Core i3（第 13 世代以降）と同等以上の性能を有すること
ディスプレイ等	15.6 型ワイド液晶（1,366×768 ドット） WEB カメラがディスプレイ上部に搭載されていること
メモリ	8GB 以上
ストレージ	SSD 256GB 以上
光学ドライブ	DVD-ROM の有無不問
キーボード	JIS 配列準拠テンキー付きキーボード
通信機能	有線 LAN 1000Base-T（変換アダプタを仕様することなく利用可能であること） 無線 LAN Wi-Fi6e（IEEE802.11ax）準拠
USB ポート	USB2.0 以上対応 TYPE A or TYPE C で 3 ポート以上
HDMI ポート	1 ポート以上
OS	Windows11 Professional 64 ビット
周辺機器	マウス（光学式又はレーザー式）、純正の AC アダプタ
保守	5 年間引き取り修理保証
その他	バッテリーはアイドル時間 9 時間以上（JEITA3.0）であること リカバリーディスク 1 枚を付属させること メーカーホームページで必要なドライバ等が公開されていない場合、必要なドライバディスク等を付属させること。 全台同一機種で納品すること。
参考品	本体：富士通 FMVA0H007 LIFEBOOK A5515/A、バッテリー：富士通 FMCBAT02H

表 4.2.1 機種仕様

4.2.2 設定仕様

- OS は Windows11 Professional 64 ビットを導入すること。
- OS 初期設定、認証基盤への参加設定を実施すること。
- 第 3 章に定めるグループウェア、EDR、資産管理ソフトウェア等教育系ネットワークに接続し、利用するために必要なすべての設定を実施すること。
- 不要なプリインストールアプリは削除すること。
- 4.6 複合機及び 4.7 プリンターで新たに導入するプリンターのドライバをインストールする等、利用に必要な設定を実施すること。
- 学校に残置される既存のプリンターについても、必要なドライバをインストールする等、継続して利用するために必要な設定を実施すること。
- 4.6 複合機で複合機を導入する履行場所については、導入する複合機のスキャン機能を利用できるように設定すること。
- 貝塚市が指定するソフトウェア（無償の製品を原則とする）をインストールすること。

- 校務用端末は校務用 SSID に接続できるように設定すること。
- 履行場所において設置確認、動作確認を実施すること。
- リース対象物品であることを明示したシールを作成し、本体等に貼付すること。

4.3 校務用 Windows パソコン（旧機活用分及び旧機保管①分）

設定すべき数量：100 台

うち旧機活用处数：75 台（上記表 4.1 校務用 Windows パソコン調達等台数一覧 記号 C）

うち旧機保管①台数：25 台（上記表 4.1 校務用 Windows パソコン調達等台数一覧 記号 D）

貝塚市が所有する既存の校務用 Windows パソコン 100 台について、OS を Windows10 から Windows11 へアップグレードし、うち 75 台を 4.2 校務用 Windows パソコン（新機調達分）で調達した端末 500 台と併せて活用し、残り 25 台を故障時の交換機として保管する。

4.3.1 機種仕様

- 旧機活用处数 75 台及び旧機保管①台数 25 台ともに、機種の仕様は【別紙 4】旧機仕様一覧を参照すること。
- アップグレードする OS の仕様は以下のとおりとする。

項目	仕様
OS	Windows11 Professional 64 ビット

表 4.3.1 機種仕様

4.3.2 設定仕様

- 旧機活用处数 75 台及び旧機保管①台数 25 台ともに、4.2.2 設定仕様で設定した内容と同一の内容の設定を実施すること。
- 旧機保管①台数 25 台の保管場所は、受注者の管理する大阪府内の施設（1箇所）とする。
- 保管場所と【別紙 1】履行場所一覧の各施設との間の輸送に係る費用は、受注者の負担とする。
- 旧機の再利用品であることを明示したシールを作成し、本体等に貼付すること。その際、旧契約の内容を示すシールと異なる色のシールとすること。

4.4 校務用 Windows パソコン（旧機保管②分）

設定すべき数量：25 台（上記表 4.1 校務用 Windows パソコン調達等台数一覧 記号 E）

貝塚市が所有する既存の校務用 Windows パソコン 25 台について、OS を Windows10 から Windows11 へアップグレードし、将来の教職員等の増加に備え保管する。

4.4.1 機種仕様

- 旧機保管②台数 25 台の機種の仕様は【別紙 4】旧機仕様一覧を参照すること。
- アップグレードする OS の仕様は以下のとおりとする。

項目	仕様
OS	Windows11 Professional 64 ビット

表 4.4.1 機種仕様

4.4.2 設定仕様

- 納品時点において第3章の教育系ネットワークに接続するために必要な設定を実施する必要はない。ただし、将来的に教職員数等が増加した場合、貝塚市の指示により、第5章の保守要件で定める保守の範囲として、第3章の教育系ネットワークに接続するために必要な設定を実施すること。
- 旧機保管②台数 25 台の保管場所は、受注者の管理する大阪府内（1 箇所）の施設とする。
- 保管場所と【別紙1】履行場所一覧の各施設との間の輸送に係る費用は、受注者の負担とする。
- 旧機の再利用品であることを明示したシールを作成し、本体等に貼付すること。その際、旧契約の内容を示すシールと異なる色のシールとすること。

4.5 校務用 Windows パソコン（旧機下取り分）

下取りすべき数量：460 台（上記表 4.1 校務用 Windows パソコン調達等台数一覧 記号 F）

- 貝塚市が所有する既存の校務用 Windows パソコン 460 台について、下取りすること。
- 下取りは【別紙1】履行場所一覧の各施設から回収するものとする。履行場所ごとの下取り台数は、契約締結後貝塚市から提示する。
- 下取りすべき機種の様子は、【別紙4】旧機仕様一覧を参照すること。
- 下取り対象物品は、パソコン本体、電源用アダプタ（ケーブル含む）及びマウスとする。
- 下取りの方法は、以下の方法による。
 1. 受注者が搬出計画を作成し、搬出用の段ボール等を【別紙1】履行場所一覧の各施設に搬出に必要な枚数分提供する。
 2. 貝塚市が上記下取り対象物品を上記搬出用段ボールに梱包し、各施設等の1階の1箇所に集約する。
 3. 受注者が各施設等の1階の1箇所から上記下取り対象物品を回収する。
 4. 回収の際に、車両等を学校敷地内に乗り入れする場合は、受注者は事前に学校と綿密に調整し、児童生徒等の安全を十分に確保するのみならず、学校運営に支障がないよう必要な配慮をすること。
 5. 受注者は、下取り後パソコン内部に保存されているデータを完全に消去し、その作業の完了後令和9年3月31日までに、データ消去証明書又は端末破壊証明書を貝塚市に提出すること。
- 入札時の内訳明細を提出する際には、下取り費用及びデータ消去費用について貝塚市が構成内容を判断できるようにその明細を記載すること。

(次ページへ)

4.6 複合機

調達すべき数量：15 台 （上記表 4.1.2 校務用プリンター調達台数一覧 記号 G）

4.6.1 機種仕様

項目	仕様
解像度	最高 600×2,400dpi 程度
印刷方法	インクジェット印刷
印刷速度	モノクロ/カラー 100 枚/分 (A4 ヨコ) 以上
複写サイズ	はがき、B5、A4、B4、A3 の用紙に複写可能であること
給紙トレイ	内蔵トレイは4段以上を備え、合計 2,000 枚以上 (64g/m ² の用紙使用時、以下、枚数の記載個所は同様) の給紙かつ 1 トレイにつき 500 枚以上の給紙ができること。 手差しトレイは 100 枚以上の給紙ができること
原稿送り装置	100 枚以上収容の自動原稿送り装置を備えること
両面印刷機能	自動両面印刷機能を備えること
インタフェース	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 無線 LAN (IEEE802.11a/b/g/n)
ネットワークプロトコル	TCP/IP に対応していること
対応 OS	Windows OS、Chrome OS、iPadOS に対応していること
スキャナ	カラーレスキャナとする 読み取り解像度は、600dpi 以上であること
消耗品コスト	メーカー純正インク(保守組み込み専用インク)を使用して 1 枚当たりの印刷コストが、カラー：2.6 円/枚、モノクロ：0.7 円/枚以下で提供可能であること
保守	導入ベンダー自身で修理が可能であること。
参考品	エプソン LX10050

表 4.6.1 機種仕様

4.6.2 設定仕様

- 校務用プリンターとしてネットワーク対応の複合機を導入すること。
- 印刷、スキャン、FAX 機能を利用可能とすること。
- スキャンデータのフォルダ保存等、業務に即した設定を行うこと。
- GIGA スクール構想に基づく一人一台端末である iPad からの印刷を可能とすること。
- 導入後の保守サービスを提供すること。
- また、保守サービスは受注者自身で実施すること。
- メーカー認定の自営保守業者であり修理パーツを保守拠点で保管しておくこと。
- 今回導入する校務用 Windows パソコンと保守窓口が同一であること。

(次ページ)

4.7 A3 プリンター

調達すべき数量：7台（上記表 4.1.2 校務用プリンター調達台数一覧 記号 H）

4.7.1 機種仕様

項目	仕様
解像度	書き込み解像度 最高 4,800×1,200dpi 以上
印刷方式	インクジェット印刷
印刷速度	モノクロ/カラー 24 枚/分 (A4 縦) 以上
複写サイズ	はがき、B5、A4、B4、A3 の用紙に対応可能であること
給紙トレイ	内蔵トレイは 2 段以上を備え、合計 800 枚以上 (64g/m ² の用紙使用時、以下、枚数の記載個所は同様) の給紙ができること。 手差しトレイは 85 枚以上の給紙ができること
原稿送り装置	100 枚以上収容の自動原稿送り装置を備えること
両面印刷機能	自動両面印刷機能を備えること
インタフェース	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 無線 LAN (IEEE802.11a/b/g/n)
ネットワークプロトコル	TCP/IP に対応していること
対応 OS	Windows OS、Chrome OS、iPadOS に対応していること
保守	導入ベンダー自身で修理が可能であること。
参考品	エプソン PX-S7120

表 4.7.1 機種仕様

4.7.2 設定仕様

- 校務用プリンターとしてネットワーク対応の A3 プリンターを導入すること。
- 導入後の保守サービスを提供すること。
- また、保守サービスは受注者自身で実施すること。
- メーカー認定の自営保守業者であり修理パーツを保守拠点で保管しておくこと。
- 今回導入する校務用 Windows パソコン及び 4.6 複合機で導入した複合機と保守窓口が同一であること。

(次ページへ)

第5章 保守要件

5.1 保守要件

- 保守受付時間は平日の 9:00～17:00 とする。
- 賃貸借期間における障害時の切分け、障害の分析及び障害箇所の特定を実施すること。
- ハードウェア・ソフトウェア・サービスについて、製品及び技術に関する情報提供を行うこと。
- 納入製品に不具合が生じた場合、復旧作業を実施すること。
- 落下等により納入機器が破損した場合、修理費用は貝塚市の負担とするが、保守作業は本調達の範囲で実施すること。
- リモート保守接続用アカウント管理の手順書を作成し担当者に引き継ぐこと。
- 本仕様書で定めるすべての端末、機器、システム、ネットワーク及びサービスにおいて障害が発生した場合、障害の内容、状況、原因及び影響範囲等について直ちに調査し、その結果について障害発生検知後 2 時間以内に電話又は電子メールにて教育委員会又は学校へ一次報告を行うこと。その際、不明な部分がある場合には、引き続き調査を実施し、障害解消まで継続的に調査結果を報告すること。障害解消後は、2 営業日以内に最終報告を文書で提出すること。
- 上記の調査及び報告と並行し、受注者は貝塚市に対し技術的な助言を提供し、障害解消のために必要な各種操作を実行すること。
- マルウェア感染又は情報漏えい等の情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生が疑われる場合は、インシデント検知後直ちに教育委員会に発生報告を行うこと。発生報告は、インシデントが発生している又は発生が疑われる旨を報告すれば足り、詳細の報告は不要である。発生報告後は、上記の障害が発生した場合の仕様にに基づき 2 時間以内に一次報告を行い、インシデント解消後は 2 営業日以内に最終報告を文書で提出すること。
- 人事異動に伴う各種システムの年次更新処理については原則、貝塚市によって行うものとする。ただし、本調達で整備するシステム及びそれらに関連するシステムの年次更新処理について、手順書を作成し提出するものとし提示内容における問い合わせ対応をおこなうこと。
- 各学校で本システムを効果的に活用するために、有益な情報の提供及び運用相談に応じること。
- 故障時又は障害時においては、旧機保管①25 台（上記表 4.1 校務用 Windows パソコン調達等台数一覧 記号 D）を活用し、対象端末と保管端末を交換する等業務に支障が出ないよう早急に対応すること。
- 将来教職員数が増加した場合は、貝塚市の指示に従い、旧機保管②25 台（上記表 4.1 校務用 Windows パソコン調達等台数一覧 記号 E）に対し、第 3 章の教育系ネットワークに接続するために必要な設定を実施し、使用可能な状態とすること。
- 貝塚市の指示に従い、貝塚市が指定するソフトウェア（無償の製品を原則とする）をインストールすること。
- 保守期間中、少なくとも年 1 回の定例報告会を実施し保守の状況等を報告するとともに、保守作業を通して得た知見に基づき、本システムを効果的に活用するための改善提案を行うこと。

5.2 保守対象

- 本調達において導入したシステム及びネットワーク全体
- 本調達において導入したハードウェア全体

5.3 保守対象外

- 貝塚市の責によるもの
- 天災事変などによる障害
- 貝塚市の都合による工事やレイアウト変更等のために必要となる機器の移設及び設定変更作業
- メーカーが定める規定外の使用に起因する故障
- プリンターのトナー・カートリッジ・用紙、経年劣化によるノートパソコンのバッテリー、マウス、その他メーカーが定期交換部品又は消耗品と定めるもの。

5.4 マニュアル

- 本システムの運用にあたり必要となるマニュアルを作成し、提出すること。構成、内容及び文章表現等は、利用者に配慮したわかりやすいものとする。
- 具体的には、概ね次のとおりとする。

種類	内容
管理者マニュアル	・管理者が本システムにメンテナンスを実施するときに参照する。 ・システムに関するアカウント管理、権限管理、パラメータ変更、その他の管理に関する操作方法が記述されていること。
障害時対応マニュアル	・本システムの障害発生時に利用者が参照する。 ・緊急時の対策として必要な措置、確認方法、復旧方法等について専門的な知識がなくても理解できるよう、具体的に記述されていること。

表 5.4 マニュアル一覧

- ※ 必要に応じて、適宜、実際の業務に沿った説明を行うこと。
- ※ 貝塚市が必要とするものは納品に先立って速やかに提出すること。また、文書納品前にチェックを行える様、事前にデータにて提示すること。
- ※ 保守期間中、貝塚市が必要であると判断した場合は、上記にかかわらず必要なマニュアルを新たに作成して提示すること。

(次ページへ)

第6章 その他の要件

6.1 拡張性要件

- 職員の増加や組織改編等の場合は、ソフトウェアの設定変更等による単純なシステム変更で対応ができるよう、十分な拡張性を確保すること。ネットワーク再構築などの大規模作業による対応となることがないようにすること。
- 本仕様書で調達する製品又はサービス等は、拡張性や保守性を考慮して、処理の共有化や汎用化が行われていること。

6.2 情報セキュリティ要件

- 本仕様書を踏まえたうえで、構築するシステムのセキュリティ設計、パラメータ等の作成、環境構築等の作業を主体的に実施すること。
- 本システムの設計、構築及び運用にあたっては、文部科学省の教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン及び総務省の地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインを参考とすること。また、貝塚市情報セキュリティ基本方針及び貝塚市の情報セキュリティに関する条例又は規則等を遵守すること。
- 個人情報保護に万全を期すこと。
- 本契約に基づき入手した情報等は、貝塚市に無断で使用したり、第三者に漏らしたりしてはならない。

6.3 法令等遵守

受注者は、本件の実施において、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、個人情報の保護に関する法律、その他情報セキュリティ関連法令、労働関係法令、及びその他関連する各種の法令等を遵守すること。

6.4 著作権等

1. 本調達において納品された納入物等に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利を含む）、特許権、その他の知的財産権（ノウハウを含む）は、次の2及び3の場合を除き、貝塚市に帰属するものとする。
2. 受注者が著作権を有するもの（本調達の契約前に著作権を有するものに限る）であって、その全部または一部を納入物として提供する場合には、貝塚市は業務における利用目的の範囲内でこれを複製、翻案または改変することができるものとし、受注者はかかる利用について著作権者人格権を行使しないものとする。
3. 納入する成果物に第三者が権利を有する著作物、特許発明等（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受注者は当該既存著作物等の利用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。この場合において、受注者は当該既存著作物等の利用及び内容に関し、事前に貝塚市の承認を得ることとし、既存著作物等が含まれる納入物については、当該使用許諾契約の範囲内で使用するものとする。
4. 3の場合において、第三者との間に著作権、特許権等に係る権利侵害の紛争が生じたときは、当該紛争の原因が専ら貝塚市の責に帰す場合を除き、受注者の責任及び負担により一切を処理

するものとする。貝塚市は、係る紛争の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力を講ずる。

5. 受注者が第三者に対し、貝塚市の利用するサービスにかかるシステムを、貝塚市のためのカスタマイズ部分を含めて利用する場合は、貝塚市の承認を得るものとする。
6. クラウドサービス（SaaS）を提供する各ベンダーの利用規約等と上記1～5までの仕様に不整合がある場合、その優先順位は貝塚市及び受注者が協議のうえ決定する。

6.5 外部システムとの連携

- 本仕様書に定めるネットワーク又は端末等以外のハードウェア機器、ソフトウェア、ネットワーク及びクラウドサービス（以下、「外部システム」という）との連携（調整、設定等を含む）に係る作業は、貝塚市及び受注者にて協議のうえ実施すること。
- 外部システムとの連携において必要となる情報のうち、貝塚市が調査することが困難なものについては、受注者が現地調査等により確認すること。
- 契約締結後は貝塚市、受注者、外部システム業者等、貝塚市が関係すると判断する全ての関係者により、本仕様書の定めるネットワーク又は端末の導入に向けた調整会議等を行い、円滑な導入を実施すること。
- 外部システムとの連携において、何らかの不具合が生じた場合については、受注者及び関連する外部システム業者との責任区分に応じて、障害又は不良部位の切分け等の原因調査や動作検証等を、相互協力のうえ円滑に実施すること。
- 本仕様書に定めるネットワーク又は端末等が外部システムに対し不具合等の影響を与えた場合、受注者は貝塚市及び外部システム業者と協議のうえ、直ちに対策を講じ真摯に対応すること。

6.6 環境への配慮

- 個別に指定されたものを除き、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づいた製品を可能な限り提案すること。
- 提案する機器については、性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、発熱対策及び騒音対策等の環境配慮を行うこと。

6.7 契約の解除

- 本仕様により締結する契約は、貝塚市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年貝塚市条例第29号）に基づく長期継続契約であり、契約締結の年度以降において、長期継続契約に係る予算の減額又は削減があった場合は、貝塚市は当該契約を変更又は解除するものとする。
- 本仕様により締結する契約は、契約締結時点において各ベンダーが提供するクラウドサービス（SaaS）より構成されるものであることから、契約期間中に各ベンダーがこれらの根幹となるサービスの提供を終了した場合は、貝塚市は当該契約を変更又は解除するものとする。
- 上記のほか、受注者又はクラウドサービス（SaaS）を提供する各ベンダーの責めに帰すべき重大なセキュリティインシデントが発生した場合は、貝塚市は当該契約を変更又は解除することができる。

6.8 その他

- 受注者は、貝塚市へ提出する電子ファイルについては、事前にウイルスチェック等を実施し、有害な又は悪意のあるソフトウェアやプログラムが混入していないことを確認すること。
- 契約後の本仕様書の解釈は、発注者である貝塚市によるものとする。

6.9 担当者

- 貝塚市教育委員会 教育部 学校教育課
- 電話：072-433-7108
- 担当：宮脇、松本

【別紙1】 履行場所一覧

番号	施設名	所在地	備考	
1	小学校	東小学校	貝塚市小瀬 1-25-5	
2		津田小学校	貝塚市津田南町 1-1	
3		西小学校	貝塚市脇浜 4-6-1	
4		南小学校	貝塚市地藏堂 286	
5		北小学校	貝塚市中町 4-1	
6		木島小学校	貝塚市三ツ松 1048	
7		葛城小学校	貝塚市木積 2032	
8		中央小学校	貝塚市麻生中 854	
9		永寿小学校	貝塚市三ツ松 2020	
10		東山小学校	貝塚市東山 5-11-1	
11	中学校	第一中学校	貝塚市加神 1-5-1	
12		第二中学校	貝塚市福田 100	
13		第三中学校	貝塚市東山 7-4-1	
14		第四中学校	貝塚市橋本 1385	
15	義務教育学校	二色学園	貝塚市二色 1-3-1	
16	幼稚園	西幼稚園	貝塚市脇浜 2-18-1	
17		南幼稚園	貝塚市地藏堂 286	南小学校内
18		北幼稚園	貝塚市中町 9-29	
19		中央幼稚園	貝塚市麻生中 854	中央小学校内
20	貝塚市教育研究センター		貝塚市二色 3-25-5	
21	貝塚市教育委員会		貝塚市島中 1-17-1	市役所本庁5階
22	あゆみの丘		貝塚市三ヶ山 138-2	教育棟

※ 21 貝塚市教育委員会以外の施設における履行場所は、いずれも1階である。

【別紙2】 既存システム一覧

※この【別紙2】で示すのは既存のシステム構成であり、今回調達の移行後の新規システムの構成ではないので注意すること。

1. 既存システム概要

貝塚市役所サーバー室で構成している既設のサーバー機能は、以下の図 1. システム構成図（貝塚市教育系（学校）ネットワーク）のとおりである。既存システムにおいては、WSUS サーバー、ネットワーク監視サーバーはオンプレミスにて構築されている。

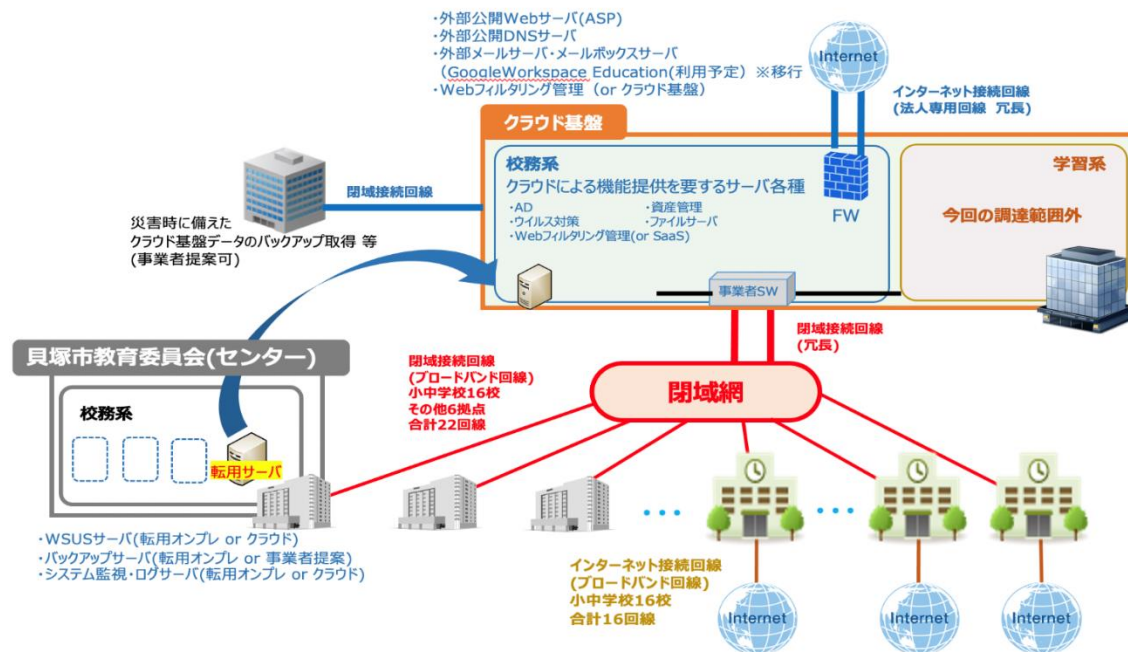


図 1. システム構成図（貝塚市教育系（学校）ネットワーク）

2. 既存リース契約調達物一覧

また、既存システムにおいて、調達した物品は以下の一覧とおりである。ただし、今回の調達において移行の対象とならない部分（本件調達の入札の対象とならない部分）は、網掛けとしている。

No.	調達機器及びサービス	数量	備考
1	インターネット接続回線 (クラウド基盤導入回線)	2	クラウド基盤に敷設 (冗長構成を必須とする)
2	閉域接続用回線(クラウド基盤向け)	2	クラウド基盤と閉域網を接続する回線 (冗長構成を必須とする)
3	閉域接続用回線(各拠点向け)	22	各拠点間を閉域網で接続する回線
4	インターネット接続回線 (各学校導入回線)	16	各小中学校に敷設。ブレイクアウト用
5	クラウド用 Firewall	1	IaaS 又は SaaS による機能提供
6	ADサーバー	1	IaaS 又は SaaS による機能提供
7	ファイルサーバー	1	IaaS 又は SaaS による機能提供
8	資産管理サーバー	1	IaaS 又は SaaS による機能提供
9	ウイルス対策サーバー	1	IaaS 又は SaaS による機能提供

10	Web フィルタリング管理サーバー	1	IaaS 又は SaaS による機能提供
11	外部公開 Web サーバー	1	SaaS による機能提供
12	クラウド基盤内NW機器 (L2, L3SW 等)	—	クラウド機能を提供するために必要な NW 機器を各社にて提案
13	WSUS サーバー	1	オンプレミスにて機能提供を可とする
14	システム監視・ログサーバー	1	オンプレミスにて機能提供を可とする
15	バックアップサーバー	1	オンプレミスにて機能提供を可とする
16	校務用端末	634	各小中学校・幼稚園・教育庁舎・教育研究センターに設置 (予備機 32 台含む)
17	ポータブルブルーレイドライブ	21	
18	Macbook Pro	1	メーカー純正 HDMI アダプタを添付
19	Windows10Pro アップグレードライセンス	1	
20	Office Standard 2019 ライセンス	602	
21	Office Professional Plus 2019 ライセンス	36	
22	WinSvrCAL 2019 JPN OLP NL AcdmcDvcCAL ADM	684	残存端末用に追加 50 含む
23	ダイナコムウェア	16	卒業証書用フォント
24	VideoStudio Pro	41	インストール用メディア含むこと
25	PaintShop Pro	41	インストール用メディア含むこと
26	モノクロプリンター	24	各小中学校・教育研究センターに設置
27	A3 インクジェット複合機	24	各小中学校・教育研究センターに設置
28	無線アクセスポイント	9	型番指定 (Extreme AP310i-WR)
29	拠点用 VPN ルーター	6	型番指定 (YAMAHA RTX1220)
30	Web フィルタリングソフト	数量は 後掲	校務用端末及び GIGA スクールタブレット端末に設定
31	構築		
32	システム移行		AD、外部公開システム (Web、DNS、EMail 等)
33	保守		

【別紙3】 履行場所別端末数等一覧

(台)

番号	施設名	総台数	うち 新機調達 台数	うち 旧機活用 台数	うち 旧機保管 ①台数	うち 旧機保管 ②台数	プリンター ※1	
1	小学校	東小学校	41	40	1	0	0	複1
2		津田小学校	16	14	2	0	0	複1
3		西小学校	41	38	3	0	0	複1
4		南小学校	43	41	2	0	0	複1
5		北小学校	24	21	3	0	0	複1
6		木島小学校	28	26	2	0	0	複1
7		葛城小学校	18	14	4	0	0	複1
8		中央小学校	43	40	3	0	0	複1
9		永寿小学校	17	13	4	0	0	複1
10		東山小学校	37	36	1	0	0	複1
11	中学校	第一中学校	56	52	4	0	0	複1
12		第二中学校	40	38	2	0	0	複1
13		第三中学校	57	56	1	0	0	複1
14		第四中学校	30	29	1	0	0	複1
15	義務教育学校	二色学園	37	32	5	0	0	複1
16	幼稚園	西幼稚園	5	0	5	0	0	プ1
17		南幼稚園	4	0	4	0	0	プ1
18		北幼稚園	3	0	3	0	0	プ1
19		中央幼稚園	4	0	4	0	0	プ1
20	貝塚市教育研究センター	57	0	7	0	0	プ1	
21	貝塚市教育委員会	14	0	14	0	0	プ1	
22	あゆみの丘	10	10	0	0	0	プ1	
23	受注者の管理する施設※2	0	0	0	25	25	0	
	合計	625	500	75	25	25	複15 プ7	

※1 複：複合機、プ：A3プリンタ

※2 大阪府内の1箇所の施設に保管すること。

【別紙4】 旧機仕様一覧

※この【別紙4】で示すのは市の所有する旧機の仕様であり、今回調達の新機の仕様ではないので注意すること。

タイプ	クラムシェル型
CPU	Intel Corei3 シリーズ相当以上
メモリ	8GB 相当以上
ストレージ	SSD 256GB 以上
光学ドライブ	DVD-ROM (非搭載でも構わないものとするが、その場合は USB バスパワーで動作するポータブル DVD ドライブを 48 台分 別途添付すること。メーカーはパソコンメーカーと異なってもよいものとする)
ネットワーク	有線 LAN (変換アダプタを使用することなく利用可能であること) 無線 LAN (802.11ax 対応)
ディスプレイ	15.6 型液晶ディスプレイ (HD) 相当以上 ※ Web カメラをディスプレイ上部に搭載していること
インターフェイス	HDMI ポート×1 を搭載していること USB3.0 (Type-A) ポート×2 ポート以上を搭載していること
周辺機器	有線光学式マウスを含めること
保守	5 年間引き取り保証
その他	テンキー付きキーボードであること Windows 10 Pro (64bit) に対応していること メーカーホームページにてドライバが公開されていない場合、ドライバディスクなどを含めること 全て同一機種で納品すること